

## 地区交流センター等の会議室における利用基準

◆下記の10項目を守ってご利用いただける団体は会議室のご利用が可能となります。

- ① 利用者同士の間隔はできるだけ2m(最低でも1m)空けてください。  
※定員は間隔を確保できる人数となります。
- ② 会話をする際は、可能な限り真正面を避けてください。
- ③ 対面の場合は、必ず距離をとり、マスクを着用し、換気を十分に行ってください。
- ④ 利用者全員がマスク着用をしてください。(咳エチケットの徹底)
- ⑤ 入室前、入室後必ず手洗い、消毒を30秒程度行ってください。
- ⑥ 十分な換気を行ってください。  
換気における窓開けは必ず2方向以上を開けてください。  
換気機能が落ちやすい部屋の四隅は使用しないでください。
- ⑦ 貸館の会議室等で飲食はしないでください。  
※ただし、ペットボトル等個人として飲むもの(個別に管理しているもの)については注意して可となります。  
なお、ロビー等で複数での食事はご遠慮ください。
- ⑧ 同じ位置で長居をしないでください。  
1時間に1回は休憩し、室内の換気を十分に行ってください。
- ⑨ 利用前に、事前の体温測定確認、健康チェックを行ってください。  
体調不良者については利用できません。
- ⑩ 会議室の利用者名簿について、利用責任者が備えてください。

※利用中に1項目でも守っていただけないことが確認された場合は、ご利用を中止させていただきます。

\*令和3年10月15日 改定